

(令和8年第2回定例会9月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第65号 かつらぎ町公平委員会委員の選任について

2. 背景・経過

令和4年10月1日に選任された北山茂樹委員が、令和8年9月30日に任期満了となります。

3. 趣旨・目的

地方公務員法第9条の2の規定による公平委員会委員のうち、北山茂樹委員の任期が本年9月30日に満了するため、同委員を再任するにあたり、同法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和8年10月1日～令和12年9月30日（4年間）

4. 概要

①目的

地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法により定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを目的とする。

②定数

委員の定数は、3人

③委員となりうる者の資格要件

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者

④委員となることができない者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和 8 年第 2 回定例会 9 月会議)

【議案第 6 5 号 参考資料】

かつらぎ町公平委員会委員候補者略歴

氏 名 きた やま しげ き
北 山 茂 樹

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第66号 かつらぎ町公平委員会委員の選任について

2. 背景・経過

令和4年10月1日に選任された庄司 勝委員が、令和8年9月30日に任期満了となります。

3. 趣旨・目的

地方公務員法第9条の2の規定による公平委員会委員のうち、庄司 勝委員の任期が本年9月30日に満了するため、同委員を再任するにあたり、同法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和8年10月1日～令和12年9月30日（4年間）

4. 概要

①目的

地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法により定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを目的とする。

②定数

委員の定数は、3人

③委員となりうる者の資格要件

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者

④委員となることができない者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和 8 年第 2 回定例会 9 月会議)

【議案第 66 号 参考資料】

かつらぎ町公平委員会委員候補者略歴

氏 名 しょう 庄 じ 司 まさる 勝

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第67号 かつらぎ町公平委員会委員の選任について

2. 背景・経過

令和4年10月1日に選任された奥田早希委員が、令和8年9月30日に任期満了となります。

3. 趣旨・目的

地方公務員法第9条の2の規定による公平委員会委員のうち、奥田早希委員の任期が本年9月30日に満了するため、同委員を再任するにあたり、同法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和8年10月1日～令和12年9月30日（4年間）

4. 概要

①目的

地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法により定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを目的とする。

②定数

委員の定数は、3人

③委員となりうる者の資格要件

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者

④委員となることができない者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和 8 年第 2 回定例会 9 月会議)

【議案第 67 号 参考資料】

かつらぎ町公平委員会委員候補者略歴

氏 名 おく だ き き
奥 田 早 希

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

1. 議案名

議案第68号 かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

2. 背景・経過

令和5年9月28日に選任された松本兼一委員が、令和8年9月27日に任期満了となります。

3. 趣旨・目的

地方税法第423条第1項の規定による固定資産評価審査委員会の委員のうち、松本兼一委員の任期が本年9月27日に満了するため、同委員を再任するにあたり、同法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和8年9月28日～令和11年9月27日（3年間）

4. 概要

①設置目的

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため固定資産評価審査委員会を設置する。

②定数

委員の定数は、3人

③委員となりうる者の資格要件

委員は、当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者

④委員となることができない者

- ・破産者で復権を得ない者
- ・固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられた者であってその執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから、二年を経過しない者
- ・国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(令和 8 年第 2 回定例会 9 月会議)

【議案第 6 8 号 参考資料】

かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員候補者略歴

氏 名 まつ もと けん いち
松 本 兼 一

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 総務係

1. 議案名

議案第69号 かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例の一部改正する条例制定について

2. 背景・経過

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、市町村が行う認可地縁団体の認可等に係る告示や認可地縁団体台帳の写しの交付において、個人情報保護及びプライバシー配慮の観点から、代表者等の住所を原則として非表示とする見直しが行われました。これに伴い、規則の規定条文に移動が生じることとなりました。

3. 趣旨・目的

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、本町の認可地縁団体印鑑条例において引用している規定条文に移動が生じるため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

条例において引用している地方自治法施行規則の規定条文の移動に伴う、所要の改正を行います。

施行期日 令和8年10月1日

かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例 新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例 (平成4年かつらぎ町条例第18号) (省 略) (登録資格) 第2条 (略) (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項 第6号に規定する職務代行者 (2)～(4) (略) (登録申請) 第3条 (略) 2 (略) 3 町長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁 団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方 自治法施行規則第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下 「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登 鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登 録申請書に記載されている事項等について審査したうえ、登録するも のとする。	○かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例 (平成4年かつらぎ町条例第18号) (省 略) (登録資格) 第2条 (略) (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1 号へに規定する職務代行者 (2)～(4) (略) (登録申請) 第3条 (略) 2 (略) 3 町長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁 団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方 自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地 縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登 録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申 請書に記載されている事項等について審査したうえ、登録するものと する。

改正後	改正前
(代理人による申請等) 第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている団体にあっては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるとする。なお、この場合、第3条第2項、第3項、第7条第1項及び第9条第1項においては、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。 (省 略)	(代理人による申請等) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあっては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるとする。なお、この場合、第3条第2項、第3項、第7条第1項及び第9条第1項においては、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。 (省 略)

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

生涯学習課 社会教育係

1. 議案名

議案第70号 かつらぎ町立図書館基金条例制定について

2. 背景・経過

かつらぎ町立図書館の蔵書等の充実を図るため、寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の財源に充てるため、かつらぎ町立図書館基金を設置しようとするものです。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町立図書館の蔵書等の充実を図り、利用者の読書振興に資するため実施する施策を複数年に渡って実施できるよう、その財源に充てる基金の設置及びその管理について必要な事項を定めるため、新たに条例制定を行おうとするものです。

4. 概要

かつらぎ町立図書館基金条例の制定

- 1 積立
- 2 管理
- 3 運用

施行期日 公布の日

議 案 参 考 資 料

(令和 8 年第 2 回定例会 9 月会議)

担当課 (室) 係

健康保険課 保険年金係

1. 議案名

議案第 7 1 号 かつらぎ町子ども医療費給付条例及びかつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 2 3 年法律第 1 2 9 号）の一部が改正され、令和 8 年 1 0 月 1 日から法人名が「社会保険診療報酬支払基金」から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更されます。

3. 趣旨・目的

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

各条例において規定している法人の名称を「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めます。

施行期日 令和 8 年 1 0 月 1 日

かつらぎ町子ども医療費給付条例 新旧対照表

改正後	改正前
【第1条関係】 ○かつらぎ町子ども医療費給付条例（平成18年かつらぎ町条例第46号） （省 略） （子ども医療費の給付方法等） 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を通じて又は直接医療機関等に支払うことができる。 3 略 （省 略）	【第1条関係】 ○かつらぎ町子ども医療費給付条例（平成18年かつらぎ町条例第46号） （省 略） （子ども医療費の給付方法等） 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて又は直接医療機関等に支払うことができる。 3 略 （省 略）

かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例 新旧対照表

改正後	改正前
【第2条関係】 ○かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例 (平成19年かつらぎ町条例第31号) (省 略) (ひとり親家庭医療費の給付方法等) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を通じて又は直接医療機関等に支払うことができる。 3 略 (省 略)	【第2条関係】 ○かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例 (平成19年かつらぎ町条例第31号) (省 略) (ひとり親家庭医療費の給付方法等) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて又は直接医療機関等に支払うことができる。 3 略 (省 略)

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

こども未来課 子育て支援係

1. 議案名

議案第72号 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、満3歳以上限定小規模保育事業が全国展開され、地域の実情に合わせて3～5歳児を対象とした小規模保育事業が実施可能となりました。また、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)の施行により、従事者の犯罪事実確認等が義務付けられました。

3. 趣旨・目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

〈満3歳以上限定小規模保育事業の基準〉

従来は0～2歳児を対象としていた小規模保育事業について、3～5歳児のみを対象とした施設を設置できるようにするための運営基準や連携体制の整備をします。

施行期日 公布の日の翌日

〈こども性暴力防止法における児童対象性暴力等の防止〉

学校設置者等に、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組を義務付けます。

施行期日 令和8年12月25日

(令和8年第2回定例会9月会議)

【議案第72号 参考資料】

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年かつらぎ町条例第36号)	○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年かつらぎ町条例第36号)
(定義) 第2条 略	(定義) 第2条 略
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満た ない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第 11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育を行う場合 認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合 又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であっ て満3歳以上のものについて保育を行う場合をいう。	(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満た ない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2 号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育を行う場合においては、 満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。
(4)～(9) 略	(4)～(9) 略
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例- 1 -

改正後	改正前
第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業</u>」<u>という。)</u>を行う事業者(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」<u>という。)</u>にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))及び「連携施設」という。)を適切に確保しないう。以下同じ。))及び「連携施設」という。)を適切に確保しないう。以下同じ。))ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1	第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))及び「連携施設」という。)を適切に確保しなう。以下同じ。))ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に

改正後	改正前
号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならぬ。 (1)・(2) 略 (省 略) (児童対象性暴力等の防止) 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定す	係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 (省 略) 第13条 削除

改正後	改正前
<u>る犯罪事実確認をいう。)</u>その他の必要な措置を講じなければなら ない。 (省 略) (家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 略 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育 事業者)にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員) (7)～(11)略 (省 略) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。 (職員) 第29条 略 2 略	(省 略) (家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 略 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) 略 (省 略) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 及び小規模保育事業C型とする。 (職員) 第29条 略 2 略

改正後	改正前
(1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 略 (省 略) (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (省 略) (準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育	(1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 略 (省 略) (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (省 略) (準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例- 5 -

改正後	改正前
事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」とする。 附 則 (省) 略) (省) 略) (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特別保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行う場合、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (省) 略)	事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。 附 則 (省) 略) (省) 略) (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特別保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (省) 略)

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

こども未来課 子育て支援係

1. 議案名

議案第73号 かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)の施行により、学校設置者等に、従事者の犯罪事実確認等が義務付けられました。

3. 趣旨・目的

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

学校設置者等に、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組を義務付けます。

施行期日 令和8年12月25日

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年かつらぎ町条例第52号) (虐待等の禁止) 第13条 略 (児童対象性暴力等の防止) 第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学 <u>校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防 止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規 定する児童対象性暴力等</u>をいう。以下この条において同じ。)を防止 し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護 するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事す る者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳 幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規 定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければな らない。	○かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年かつらぎ町条例第52号) (虐待等の禁止) 第13条 略 (新設) (省 略)

改 正 後	改 正 前
(省 略)	(省 略)

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

こども未来課 子育て支援係

1. 議案名

議案第74号 かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、満3歳以上限定小規模保育事業が全国展開され、地域の実情に合わせて3～5歳児を対象とした小規模保育事業が実施可能となりました。

3. 趣旨・目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が見直されたため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

従来は0～2歳児を対象としていた小規模保育事業について、3～5歳児のみを対象とした施設を設置できるようにするための運営基準や連携体制の整備をします。

施行期日 公布の日の翌日

(令和8年度第2回定例会9月会議)

【議案第74号 参考資料】

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 後		改 正 前
○かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第28号)		○かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第28号)
目次		目次
第1章 総則(第1条—第3条)		第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準		第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準(第4条)		第1節 利用定員に関する基準(第4条)
第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)		第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)
第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)		第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準		第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準(第37条)		第1節 利用定員に関する基準(第37条)
第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)		第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条—第52条)		第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)
附則		附則
第1章 総則		第1章 総則
(趣旨)		(趣旨)
第1条 略		第1条 略
(定義)		(定義)
第2条 略		第2条 略

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例- 1 -

改 正 後	改 正 前
(1)～(5) 略 (6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。 (6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。 (7)～(11) 略 (11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 (11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。 (12)～(22) 略 (23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) 略 (省 略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略 2 特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項に	(1)～(5) 略 (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 新設 (7)～(11) 略 新設 新設 新設 (12)～(22) 略 (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) 略 (省 略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略 2 特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項に

改正後	改正前
おいて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員を超え、当該特定教育・保育施設を現に利用している利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選ぶものとする。 4～5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)に限る。以下この項において同じ。)は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第1号	おいて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員を超え、当該特定教育・保育施設を現に利用している利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選ぶものとする。 4～5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定

改正後	改正前
において同じ。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第13条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども 77,101円</u> (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u> <u>57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定子ども 77,101円</u>	により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第13条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</u> (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u>

改正後	改正前
育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(そのうち最年長及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略 (省 略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対	く。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(そのうち最年長及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略 (省 略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対

改正後	改正前
し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもへの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、<u>第4条第2項第3号の学校教育前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</u> 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3	し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもへの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる<u>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、<u>第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</u> 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3

改正後	改正前
項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と「同号」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号内の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号内の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに

改正後	改正前
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「教育認定子ども総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもに係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。	に係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型を	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型を

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例- 8 -

改正後	改正前
いう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。)を除く。以下同じ。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。	いう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 新設

改 正 後	改 正 前
(省 略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 略 2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第2項に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもとの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 <u>前2項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、前2項</u>	(省 略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 略 2 <u>特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 新設 3 <u>前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に</u>

改 正 後	改 正 前
に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>にも<u>集団保育</u>を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容	規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にも<u>集団保育</u>を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の

改正後	改正前
に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定する他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2～6 略	2～6 略
7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。	7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 新設
9 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営	8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営

改正後	改正前
に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の町の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 <u>10</u> 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>11</u> 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 <u>12</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領)	に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の町の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 <u>9</u> 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>10</u> 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 <u>11</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領)

改 正 後	改 正 前
第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2～6 略 (省 略) (運営規程) 第46条 略 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに<u>特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)</u> (8)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2～6 略 (省 略) (運営規程) 第46条 略 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに<u>特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。)</u> (8)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

改正後	改正前
3 略 (利用定員の遵守) 第48条 略 (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u> (1)～(5) 略 (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>」と、第14条第1項中「<u>施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「特定教育・保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第25条中「各号(幼保連携認定こども園である特定教育・保</u>	3 略 (利用定員の遵守) 第48条 略 (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u> (1)～(5) 略 (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>」と、第14条第1項中「<u>施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において、第11条中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育給付費」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるも</u>

改正後	改正前
育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。 第3節 特別地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用認定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特別地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10	のとする。 第3節 特別地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用認定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特別地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例- 16 -

改正後	改正前
条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づく必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保育者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保育者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保育者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保育者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号又	び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づく必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保育者」とあるのは「教育・保育給付認定保育者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保育者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号又はイに掲げるものを

改 正 後	改 正 前
はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 <u>第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> <u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子ども</u><u>の総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基</u>	除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u>

改正後	改正前
本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

改正後	改正前
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。))に係る第13条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」とする。	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」とする。

(省 略)

(省 略)

議 案 参 考 資 料

(令和 8 年第 2 回定例会 9 月会議)

担当課(室)係

こども未来課 子育て支援係

1. 議案名

議案第 7 5 号 かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、市町村民税所得割額の計算方法が改められたことから、これを所得指標として用いる保育料その他の福祉サービスの利用者負担額の算定基準を見直すこととなりました。

3. 趣旨・目的

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保育料等の利用者負担に関する基準が見直されたため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

地方税法等の一部改正に合わせて、条例第 3 条利用者負担の算定基準を改正します。

施行期日 公布の日

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第27号)	○かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第27号)
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)
1 略	1 略
備考	備考
1～3 略	1～3 略
4 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層からD12階層までの「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額(同法第328条の規定によって課する所得割の額を除く。)をいい、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)	4 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層からD12階層までの「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額(同法第328条の規定によって課する所得割の額を除く。)をいい、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内

改正後	改正前
の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。また、この表のB階層からD12階層までの「市町村民税の額」とは、8月以前の利用者負担額算定時の利用者負担額算定時は前年度分の市町村民税の額をいい、9月以降の利用者負担額算定時は当年度分の市町村民税の額をいう。 5～7 略 (省 略)	に住所を有する者とみなす。また、この表のB階層からD12階層までの「市町村民税の額」とは、8月以前の利用者負担額算定時は前年度分の市町村民税の額をいい、9月以降の利用者負担額算定時は当年度分の市町村民税の額をいう。 5～7 略 (省 略)

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

農林振興課 農業振興係

1. 議案名

議案第76号 かつらぎ町農業人材育成基金条例制定について

2. 背景・経過

本町農業の振興及び持続的な発展に資する活動を支援するために寄附金を、適正に管理し、当該事業の財源に充てるため、かつらぎ町農業人材育成基金を設置しようとするものです。

3. 趣旨・目的

次世代を担う農業者が協働して主体的に行う勉強会及び相互研鑽の活動を通じて、本町農業の振興及び持続的な発展に資するため実施する様々な活動を複数年に渡って支援できるよう、その財源に充てる基金の設置及びその管理について必要な事項を定めるために条例制定するものです。

4. 概要

かつらぎ町農業人材育成基金条例の制定

- 1 積立
- 2 管理
- 3 運用

施行日 公布の日

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

まちづくり推進課
移住定住推進係

1. 議案名

議案第77号 かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例制定について

2. 背景・経過

平成29年度から、本町への移住希望者に対し、気候、風土、生活等を体験できる機会を提供し、移住・定住の推進を図ることを目的として、かつらぎ町田舎暮らし体験住宅を設置し、運営してまいりました。

しかし、これまでの実績を検証したところ、本事業が移住・定住へ十分に結び付いていないことが明らかになりました。それに加え、施設の維持管理にかかる経費や管理上の負担も大きくなっています。

3. 趣旨・目的

田舎暮らし体験住宅を廃止することに伴い、当該住宅の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

4. 概要

かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例を廃止します。

施行期日 公布の日

(令和 8 年第 2 回定例会 9 月会議)

【議案第 77 号 参考資料】

1.事業費

(1)事業費総額(平成 27 年度から令和 7 年度)

住宅名	天野	新城	四郷	3 住宅共通	合計
購入費	677,000	1,676,000	0 (寄附)	—	2,353,000
改修費	10,480,680	7,803,360	9,611,982	—	27,896,022
設計監理委託費 (平成 28 年度のみ)	—	—	—	2,805,840	2,805,840
修繕費	776,930	5,495,982	356,778	—	6,629,690
維持管理費	—	—	—	2,878,081	2,878,081
合計	11,934,610	14,975,342	9,968,760	5,683,921	42,562,633

2.事業に係る財源・収入

(1)整備に係る財源(平成 28 年度のみ)

年度	社会資本整備総合交付金
平成 28 年度	12,000,000

(2)住宅使用料(平成 30 年度から令和 7 年度)

住宅名	天野	新城	四郷	合計
平成 30 年度	—	—	129,600	129,600
平成 31 年度	349,300	240,000	—	589,300
令和 2 年度	360,000	120,000	—	480,000
令和 3 年度	300,000	354,000	—	654,000
令和 4 年度	213,800	360,000	11,600	585,400
令和 5 年度	360,000	86,200	226,500	672,700
令和 6 年度	360,000	359,900	105,400	825,300
令和 7 年度	360,000	60,000	330,000	750,000
合計				4,686,300

3.各住宅の入居実績及び定住状況

住宅名	入居期間	人数（人）	退去後の状況
天野	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 20 日	1	町内定住(笠田東)
	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	1	町内定住(天野)
	令和 3 年 6 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日	1	町外転出
	令和 4 年 10 月 14 日～令和 4 年 11 月 30 日	1	町外転出
	令和 4 年 12 月 15 日～令和 5 年 3 月 31 日	1	二地域居住
	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	1	町外転出
	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	1	町内定住(天野)
	合計	7	町内定住 3 人
新城	令和元年 8 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日	1	町外転出
	令和 3 年 4 月 6 日～令和 5 年 4 月 5 日	1	町外転出
	令和 6 年 1 月 10 日～令和 7 年 5 月 31 日	1	町外転出
	合計	3	町内定住 なし
四郷	平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 8 月 10 日	1	町内定住(天野)
	令和 5 年 3 月 20 日～令和 5 年 9 月 3 日	1	町外転出
	令和 6 年 1 月 18 日～令和 6 年 7 月 16 日	1	町外転出
	令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日	1	町外転出
	合計	4	町内定住 1 人

議 案 参 考 資 料

(令和 8 年第 2 回定例会 9 月会議)

担当課 (室) 係

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第 7 8 号 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及びかつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

下志賀地区の飲料水は、谷川からの取水や各戸で設置した井戸が中心となっており、飲料水の供給が不安定な状況であったため、長年にわたり飲料水供給施設の設置が要望されてきました。

このような要望に応えるため、下志賀飲料水供給施設を設置し、下志賀地区及び隣接する日高地区の一部へ飲料水を供給することになりました。

令和 3 年度から事業着手し、令和 8 年 1 0 月から一部の地域に飲料水を供給できる目途が立ちました。

3. 趣旨・目的

下志賀飲料水供給施設を管理運営するため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

【今後の予定】

令和 8 年 9 月 水道本管への接続申請（給水装置工事）受付開始

令和 8 年 1 0 月 水道水の供給開始（対象戸数 3 3 件／全体 4 4 件）

令和 9 年 3 月末 下志賀高所地区及び日高地区の水道施設完成

令和 9 年 4 月 水道水の供給開始（対象戸数 1 1 件／全体 4 4 件）

【加入分担金の設定】

新旧受益者間（飲料水供給施設の設置当初の受益者と後に飲料水供給施設を使用する受益者）の負担の公平性を保ち、施設整備費の一部を負担していただくため、加入分担金を設定します。

加入分担金の金額は、近年設置した飲料水供給施設と同額になります。

施行期日 令和 8 年 1 0 月 1 日

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改 正 後		改 正 前																									
【第 1 条関係】 ○かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号) (省 略) (経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) <table><tr><td>事業</td><td>給水区域 (大字等)</td><td>給水人口 (人)</td><td>1日最大給水量 (立方メートル)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>下志賀飲料水供給施設</td><td>下志賀、日高のうち給水可能な区域</td><td>83</td><td>50</td></tr></table> 3 (略) (省 略)		事業	給水区域 (大字等)	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立方メートル)	(略)				下志賀飲料水供給施設	下志賀、日高のうち給水可能な区域	83	50	【第 1 条関係】 ○かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号) (省 略) (経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) <table><tr><td>事業</td><td>給水区域 (大字等)</td><td>給水人口 (人)</td><td>1日最大給水量 (立方メートル)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">3 (略)</td></tr></table> (省 略)		事業	給水区域 (大字等)	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立方メートル)	(略)				3 (略)			
事業	給水区域 (大字等)	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立方メートル)																								
(略)																											
下志賀飲料水供給施設	下志賀、日高のうち給水可能な区域	83	50																								
事業	給水区域 (大字等)	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立方メートル)																								
(略)																											
3 (略)																											

かつらぎ町水道事業給水条例 新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
【第2条関係】		【第2条関係】	
○かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）		○かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）	
(省 略)		(省 略)	
(加入分担金)		(加入分担金)	
第40条 (略)		第40条 (略)	
(加入分担金)		(加入分担金)	
(単位：円)		(単位：円)	
事業又は 地区	口径 13ミリ	口径 13ミリ	口径 13ミリ
	口径 20ミリ	口径 20ミリ	口径 20ミリ
	口径 25ミリ	口径 25ミリ	口径 25ミリ
	口径 40ミリ	口径 40ミリ	口径 40ミリ
	口径 50ミリ	口径 50ミリ	口径 50ミリ
	口径 75ミリ以 上	口径 75ミリ以 上	口径 75ミリ以 上
(略)		(略)	
下志賀飲 料水供給 施設	250,000 別に定め る額	管理者が 別に定め る額	管理者が 別に定め る額
2～6 (略)	(省 略)	2～6 (略)	(省 略)

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第79号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

三谷公民館建替整備工事(建築)の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

かつらぎ町建設工事分離発注要領に基づき、町内中小事業者の受注機会が確保されるように、分離発注方式を採用するものとし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの専門工事に分けて入札を行いました。

建築工事につきましては、設計金額が1億円以上の建築工事となりますので、かつらぎ町一般競争(指名競争)入札発注基準規程に基づき、町内建築業者及び施工実績のある町外建築業者を対象とした指名競争入札を行いました。

8社応札があり、入札金額281,050,000円(税込額)で落札者を決定しました。

電気設備工事及び機械設備工事につきましても、予定価格が50,000,000円以上であり、議会の議決を求めるもので、かつらぎ町一般競争(指名競争)入札発注基準規程に基づき、指名競争入札を行いました。

建築工事	281,050,000円(税込額)
電気設備工事	67,822,700円(税込額)
機械設備工事	66,532,400円(税込額)
総契約金額	415,405,100円(税込額)

令和8年9月会議議決、工事着工
令和9年3月工事完了予定

指名競争入札 業者名

1. 工事年度 令和8年度
2. 事業名 三谷公民館整備事業
3. 工事名 三谷公民館建替整備工事（建築）
4. 工事場所 伊都郡かつらぎ町大字 三谷 地内
5. 予定価格 304,260,000円（税込額）
6. 最低制限価格 280,478,000円（税込額）
7. 契約金額 281,050,000円（税込額）

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
株式会社木村組	木村 和生	かつらぎ町大字新田52番地	辞退
株式会社天野組	森下 昌幸	かつらぎ町大字丁ノ町2325番地の1	辞退
株式会社平岡広建設	平岡 昌高	かつらぎ町大字星山49番地	辞退
三友工業株式会社	矢部 昌俊	和歌山市湊二丁目12番27号	298,100,000円
株式会社小池組	小池 康之	和歌山市六番丁26番地	辞退
株式会社初島組	嶋田 英展	有田市初島町浜1071番地	279,359,300円
株式会社ケイズ	北畑 貴行	和歌山県有田郡有田川町大字小島313番地9	281,597,800円
株式会社保田組	酒井 雄亮	有田市辻堂446番地	304,260,000円
三洋建設株式会社	川口 健太郎	和歌山県有田郡有田川町大字野田511番地2	304,260,000円
株式会社浅川組	西口 伸	和歌山市小松原通三丁目69番地	辞退
株式会社中井組	中井 崇義	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2512番地	281,050,000円
中平建設株式会社	中平 孝治	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1429番地	303,600,000円
株式会社丸山組	田渕 利幸	海南市冷水325番地の10	302,500,000円

三谷公民館整備事業 三谷公民館建替整備工事（建築）概要

工事年度 令和8年度
事業名称 三谷公民館整備事業
工事名称 三谷公民館建替整備工事（建築）
工事場所 かつらぎ町大字三谷地内
工 期 令和8年9月（議会議決後） ～ 令和9年3月末日

建物の概要

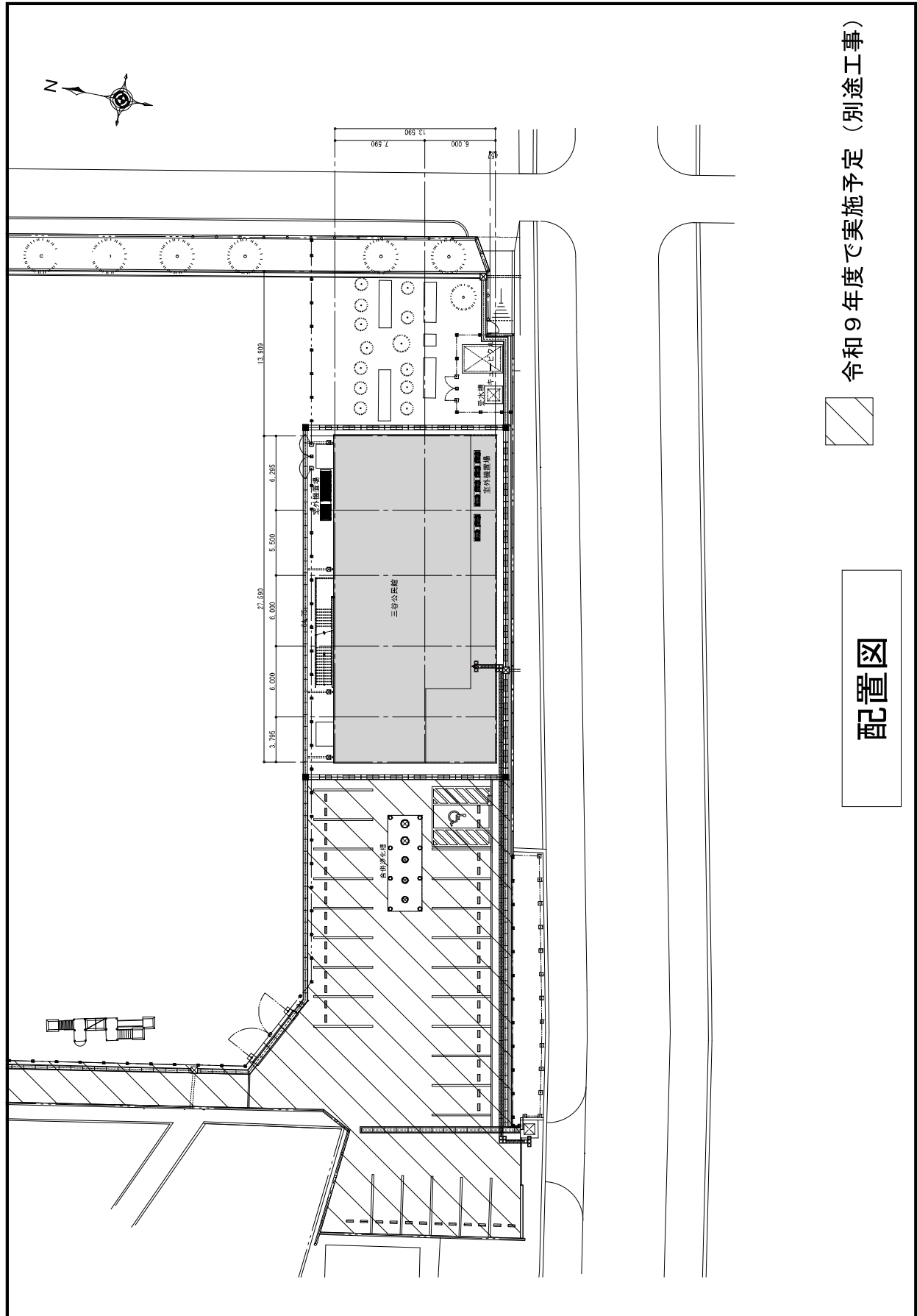
用 途	集会所
工事種別	新築工事
構 造	鉄骨造 2階建て
延床面積	1階床面積 386.94㎡ 2階床面積 392.71㎡ 総計 779.65㎡
建築面積	382.84㎡
敷地面積	1,494.12㎡

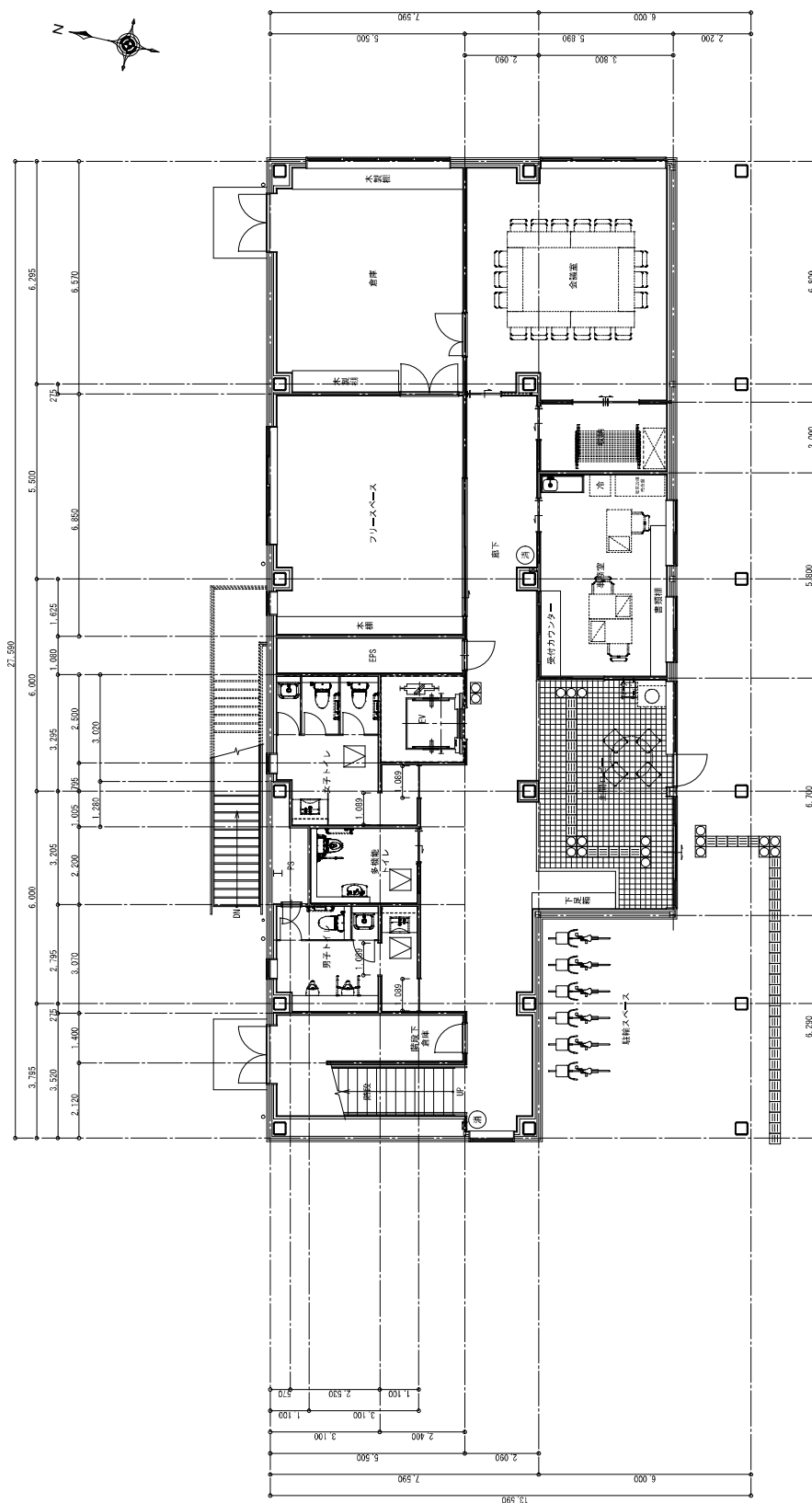
工事内容

躯体工事	鉄骨造
屋根工事	カラーガルバニウム鋼板葺
外壁工事	金属系サイディング張り
内部工事	床：長尺シート、一部タイル張り 壁：ビニールクロス 一部化粧ケイカル張り
外構工事	雨水枡並びに排水配管等
昇降機工事	エレベーター

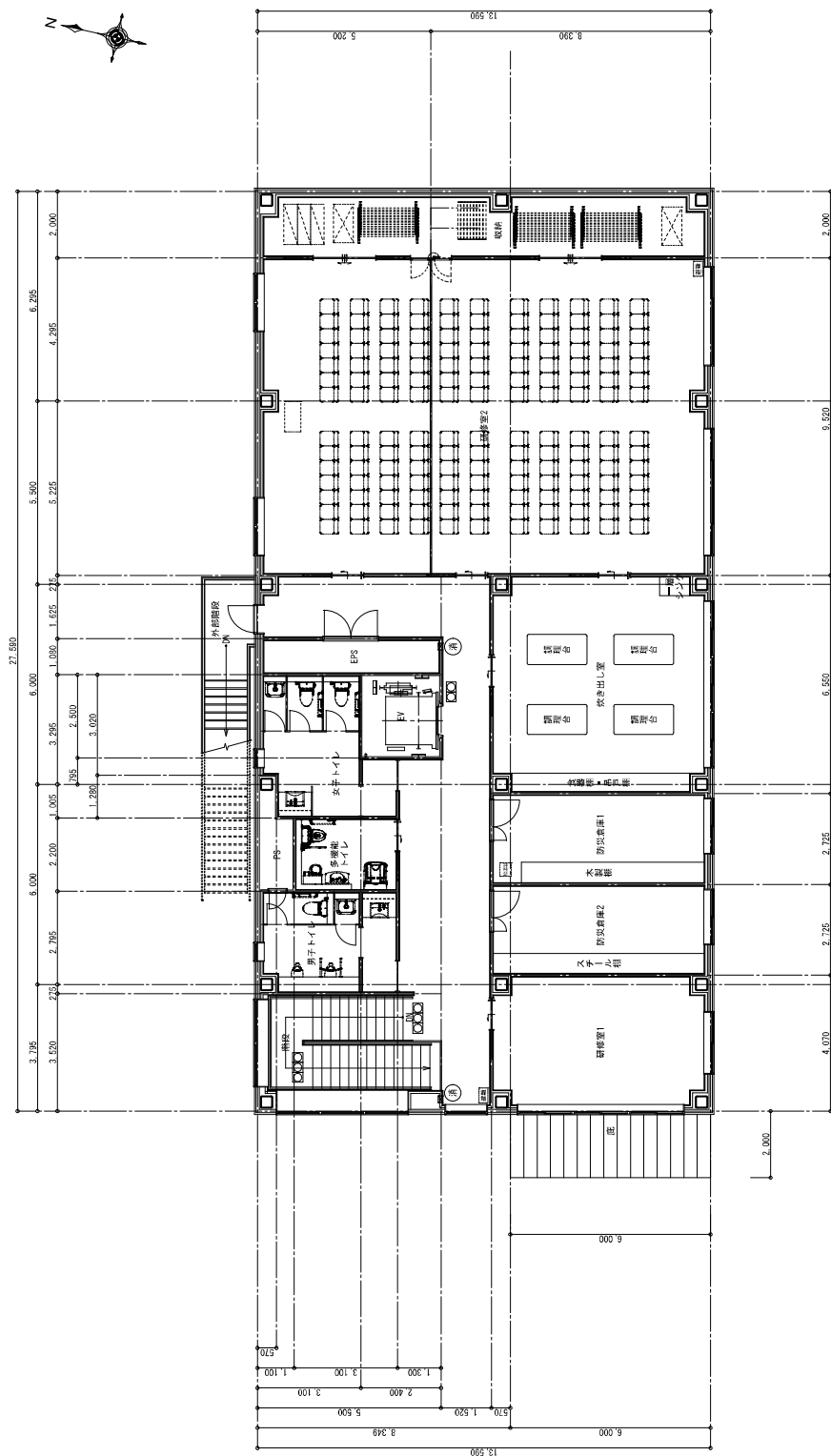
添付参考図書

- ①配置図
- ②1階平面図
- ③2階平面図
- ④立面図
- ⑤パース図





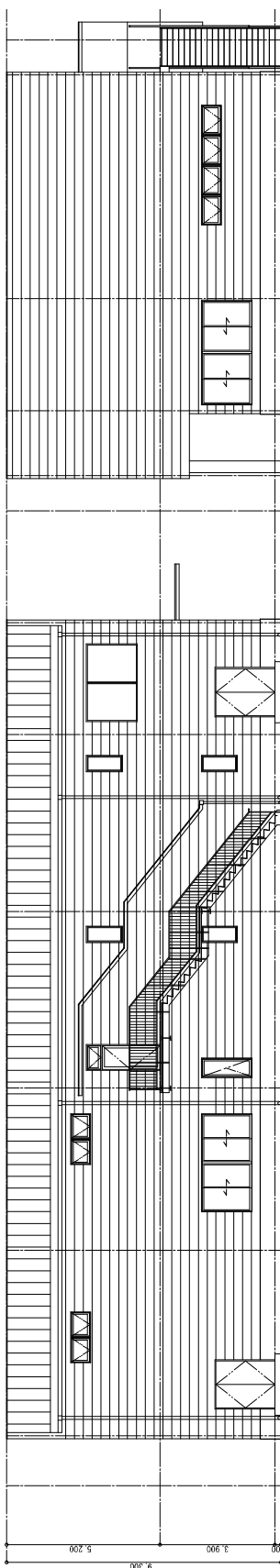
1階平面図



2階平面図

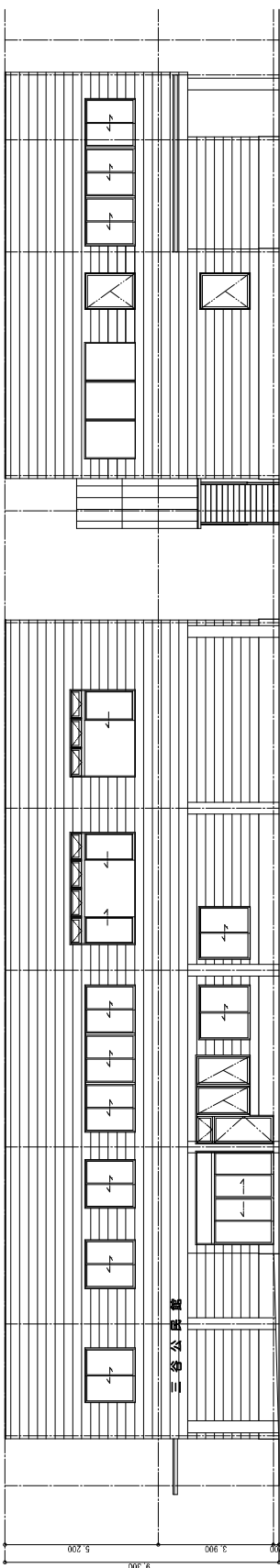
立面图

东侧立面图



北侧立面图

西侧立面图



南侧立面图



議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第80号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

三谷公民館建替整備工事(電気設備)の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

かつらぎ町建設工事分離発注要領に基づき、町内中小事業者の受注機会が確保されるように、分離発注方式を採用するものとし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの専門工事に分けて入札を行いました。

電気設備工事につきましては、設計金額が3,000万円以上の電気工事となりますので、かつらぎ町一般競争(指名競争)入札発注基準規程に基づき、電気工事の入札を希望する町内業者を対象とした指名競争入札を行いました。

5社応札があり、入札金額67,822,700円(税込額)で落札者を決定しました。

建築工事及び機械設備工事につきましても、予定価格が50,000,000円以上であり、議会の議決を求めるもので、かつらぎ町一般競争(指名競争)入札発注基準規程に基づき、指名競争入札を行いました。

建築工事	281,050,000円(税込額)
電気設備工事	67,822,700円(税込額)
機械設備工事	66,532,400円(税込額)
総契約金額	415,405,100円(税込額)

令和8年9月会議議決、工事着工
令和9年3月工事完了予定

指名競争入札 業者名

1. 工事年度 令和8年度
2. 事業名 三谷公民館整備事業
3. 工事名 三谷公民館建替整備工事（電気設備）
4. 工事場所 伊都郡かつらぎ町大字 三谷 地内
5. 予定価格 73,282,000円（税込額）
6. 最低制限価格 67,486,100円（税込額）
7. 契約金額 67,822,700円（税込額）

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
中谷電気工事株式会社	中谷 啓二	かつらぎ町大字妙寺126番地の36	67,822,700円
株式会社田中電気工事	田中 伸幸	かつらぎ町大字笠田東699番地	67,822,700円
紀北大西電設株式会社	大西 崇史	かつらぎ町大字西飯降1番地の7	67,215,500円
小竹電気温調株式会社 かつらぎ営業所	阪本 直紀	かつらぎ町大字妙寺444-4	67,958,000円
株式会社まえだ住宅設備 かつらぎ営業所	前田 左貴	かつらぎ町大字笠田東383番地の2	67,148,400円

三谷公民館整備事業 三谷公民館建替整備工事（電気設備）概要

工事年度 令和8年度
事業名称 三谷公民館整備事業
工事名称 三谷公民館建替整備工事（電気設備）
工事場所 かつらぎ町大字三谷地内
工 期 令和8年9月（議会議決後） ～ 令和9年3月末日

建物の概要

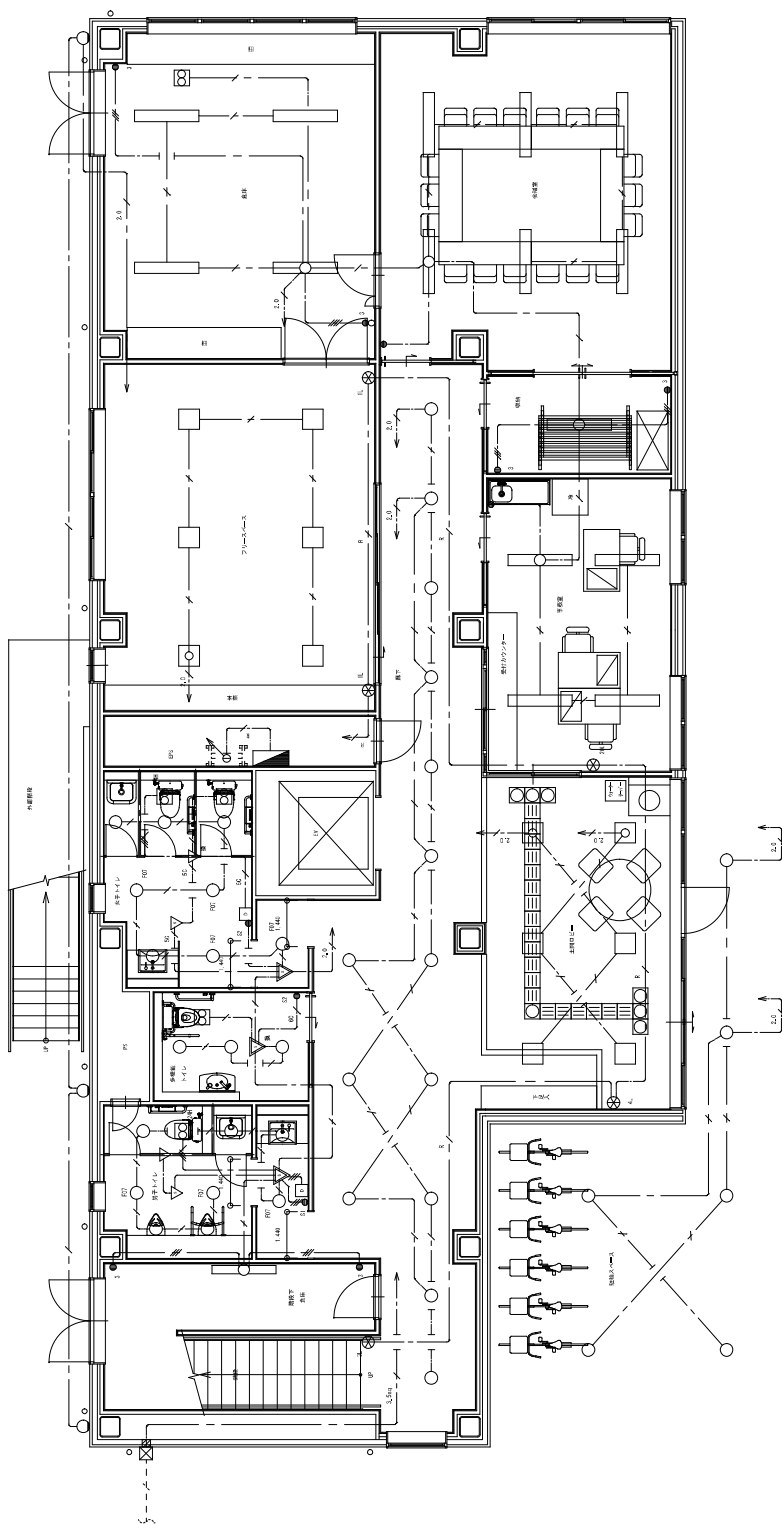
用 途	集会所
工事種別	新築工事
構 造	鉄骨造 2階建て
延床面積	1階床面積 386.94㎡ 2階床面積 392.71㎡ 総計 779.65㎡
建築面積	382.84㎡
敷地面積	1,494.12㎡

工事内容

電灯・動力設備工事	照明器具・スイッチ等の設置
受変電・幹線設備工事	キュービクル・幹線設備等の設置
情報・交換設備工事	電話線等の設置
音響・拡声設備工事	音響・スピーカー設備等の設置
誘導・テレビ設備工事	インターホン・テレビ受信設備等の設置
火災報知設備工事	火災報知設備等の設置

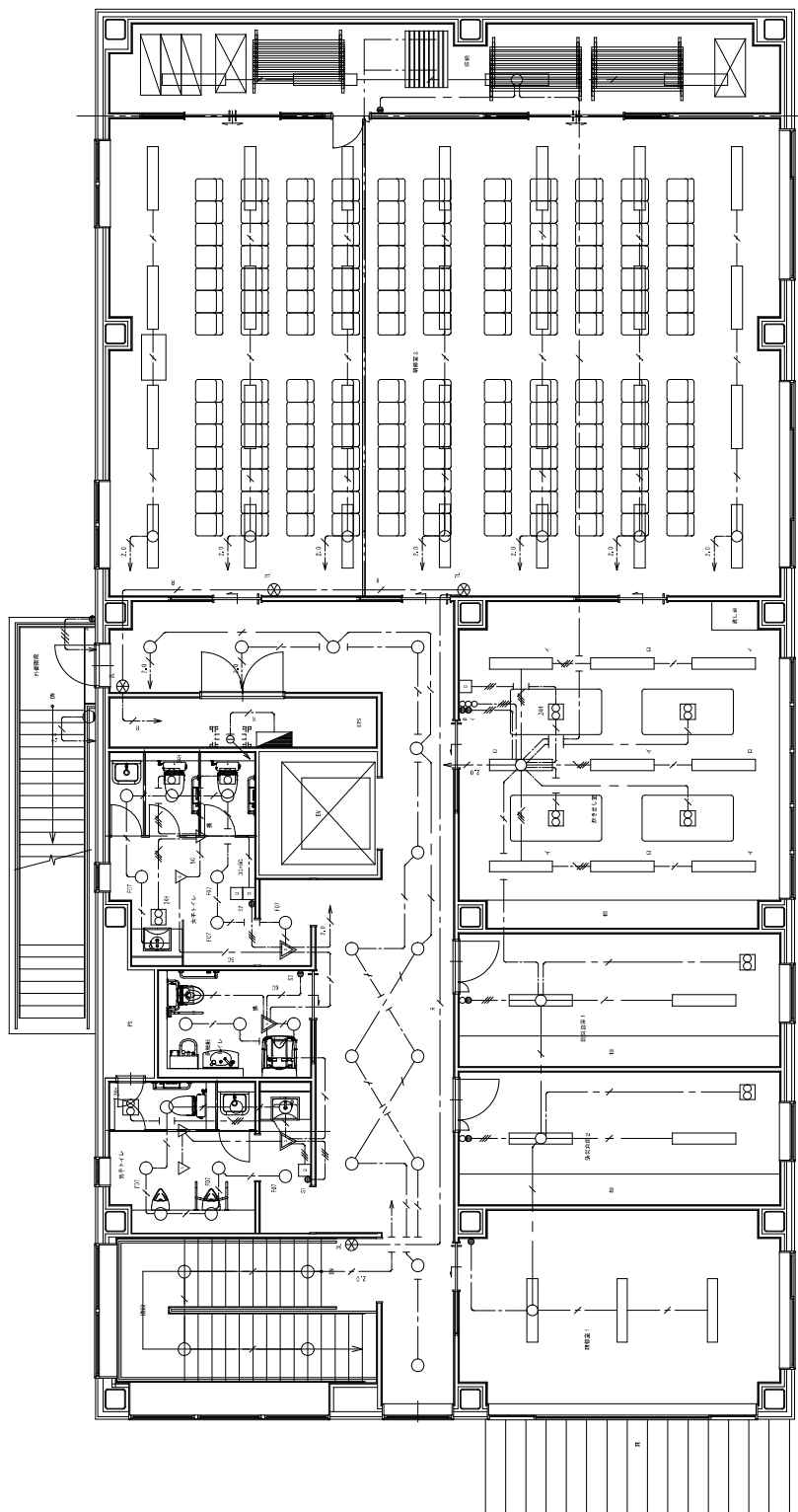
添付参考図書

- ① 1階平面図
- ② 2階平面図



靴箱入れ、座下 0.37W x 6	機材下置置 0.20 x 1	男トイレ F0.6 x 5	多機能トイレ F0.7 x 3	女トイレ F0.6 x 4	フリースペース 0.57 x 5	倉庫 0.20 x 4
外壁 0.37W x 3	廊下 F1.2 x 1.4	本フロア 0.20 x 5		事務室 0.10 x 4	設備 0.20 x 1	倉庫 0.40 x 5

1階平面図



図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

図書室	図書室
図書室	図書室

2階平面図

議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第2回定例会9月会議）

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第81号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

三谷公民館建替整備工事（機械設備）の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

かつらぎ町建設工事分離発注要領に基づき、町内中小事業者の受注機会が確保されるように、分離発注方式を採用するものとし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの専門工事に分けて入札を行いました。

機械設備工事につきましては、設計金額が3,000万円以上の管工事となりますので、かつらぎ町一般競争（指名競争）入札発注基準規程に基づき、管工事の入札を希望する町内業者を対象とした指名競争入札を行いました。

5社応札があり、入札金額66,532,400円（税込額）で落札者を決定しました。

建築工事及び電気設備工事につきましても、予定価格が50,000,000円以上であり、議会の議決を求めるもので、かつらぎ町一般競争（指名競争）入札発注基準規程に基づき、指名競争入札を行いました。

建築工事	281,050,000円（税込額）
電気設備工事	67,822,700円（税込額）
機械設備工事	66,532,400円（税込額）
総契約金額	415,405,100円（税込額）

令和8年9月会議議決、工事着工
令和9年3月工事完了予定

指名競争入札 業者名

1. 工事年度 令和8年度
2. 事業名 三谷公民館整備事業
3. 工事名 三谷公民館建替整備工事（機械設備）
4. 工事場所 伊都郡かつらぎ町大字 三谷 地内
5. 予定価格 72,391,000円（税込額）
6. 最低制限価格 66,465,300円（税込額）
7. 契約金額 66,532,400円（税込額）

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
中谷電気工事株式会社	中谷 啓二	かつらぎ町大字妙寺126番地の36	辞退
株式会社紀北環境 衛生センター	田中 崇恵	かつらぎ町大字丁ノ町2237番7	66,532,400円
紀北大西電設株式会社	大西 崇史	かつらぎ町大字西飯降1番地の7	66,398,200円
株式会社木村組	木村 和生	かつらぎ町大字新田52番地	67,265,000円
株式会社キタグチ	北口 忠史	かつらぎ町大字妙寺463番地の3	67,265,000円
株式会社田中電気工事	田中 伸幸	かつらぎ町大字笠田東699番地	66,998,800円

三谷公民館整備事業 三谷公民館建替整備工事（機械設備）概要

工事年度 令和8年度
事業名称 三谷公民館整備事業
工事名称 三谷公民館建替整備工事（機械設備）
工事場所 かつらぎ町大字三谷地内
工 期 令和8年9月（議会議決後） ～ 令和9年3月末日

建物の概要

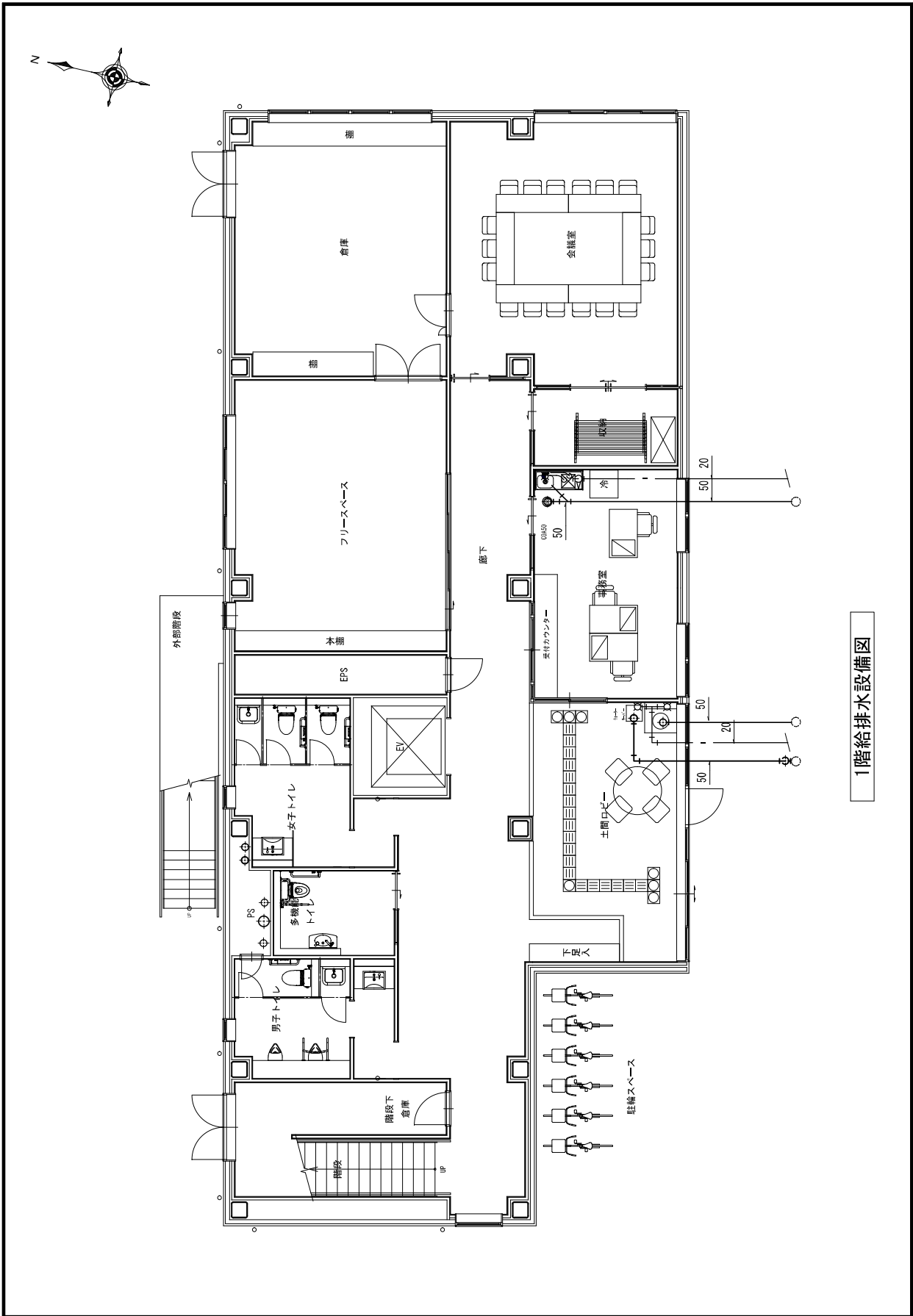
用 途	集会所
構 造	鉄骨造 2階建て
延床面積	1階床面積 386.94㎡
	<u>2階床面積 392.71㎡</u>
	総計 779.65㎡
建築面積	382.84㎡
敷地面積	1,494.12㎡

工事内容

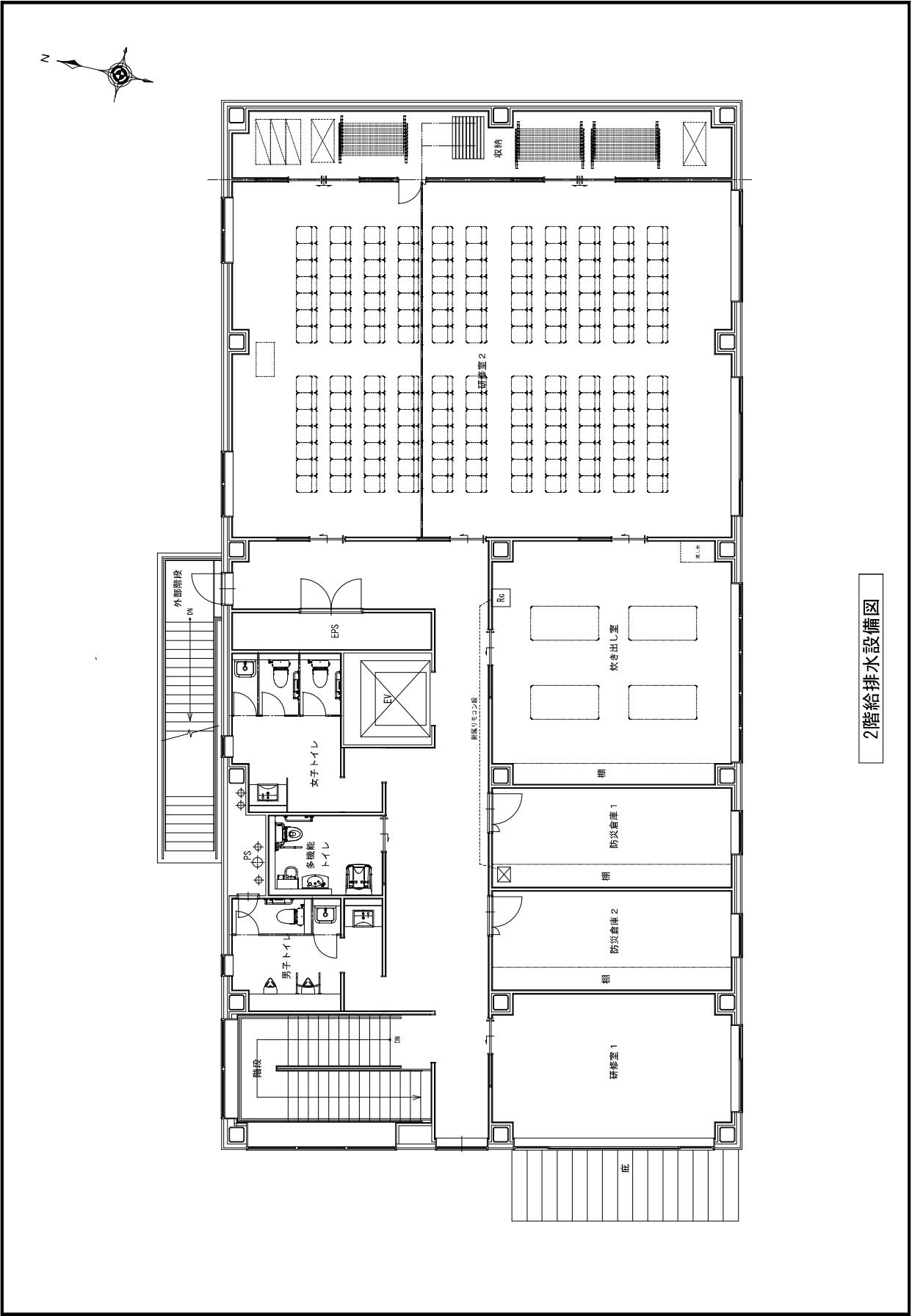
衛生器具設備工事	衛生器具等の設置
給水整備工事	上水配管・受水槽等の設置
給湯設備工事	給湯設備等の設置
排水通気設備工事	排水配管・通気配管等の設置
浄化槽工事	浄化槽等の設置
空調設備工事	エアコン等の設置
換気設備工事	換気設備等の設置

添付参考図書

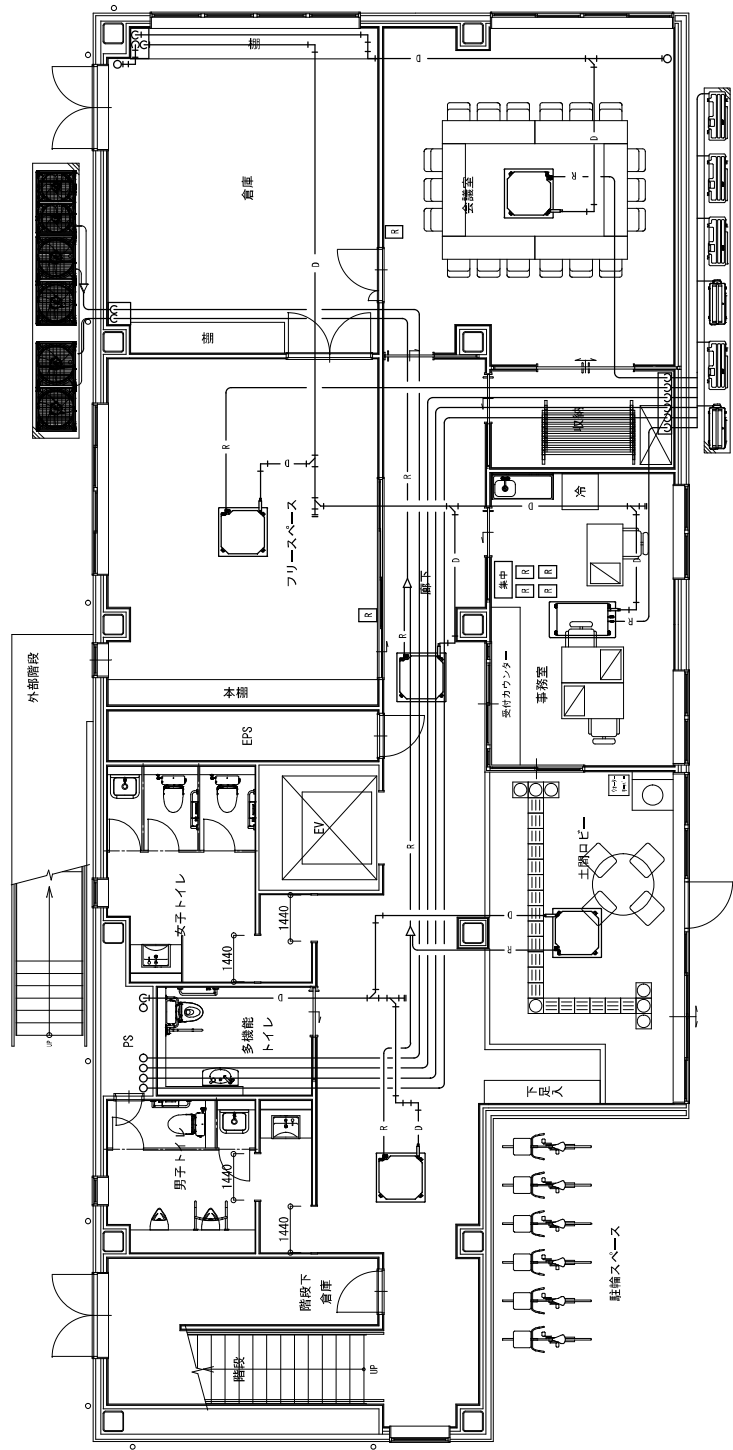
- ① 1階給排水設備図
- ② 2階給排水設備図
- ③ 1階空調設備図
- ④ 2階空調設備図



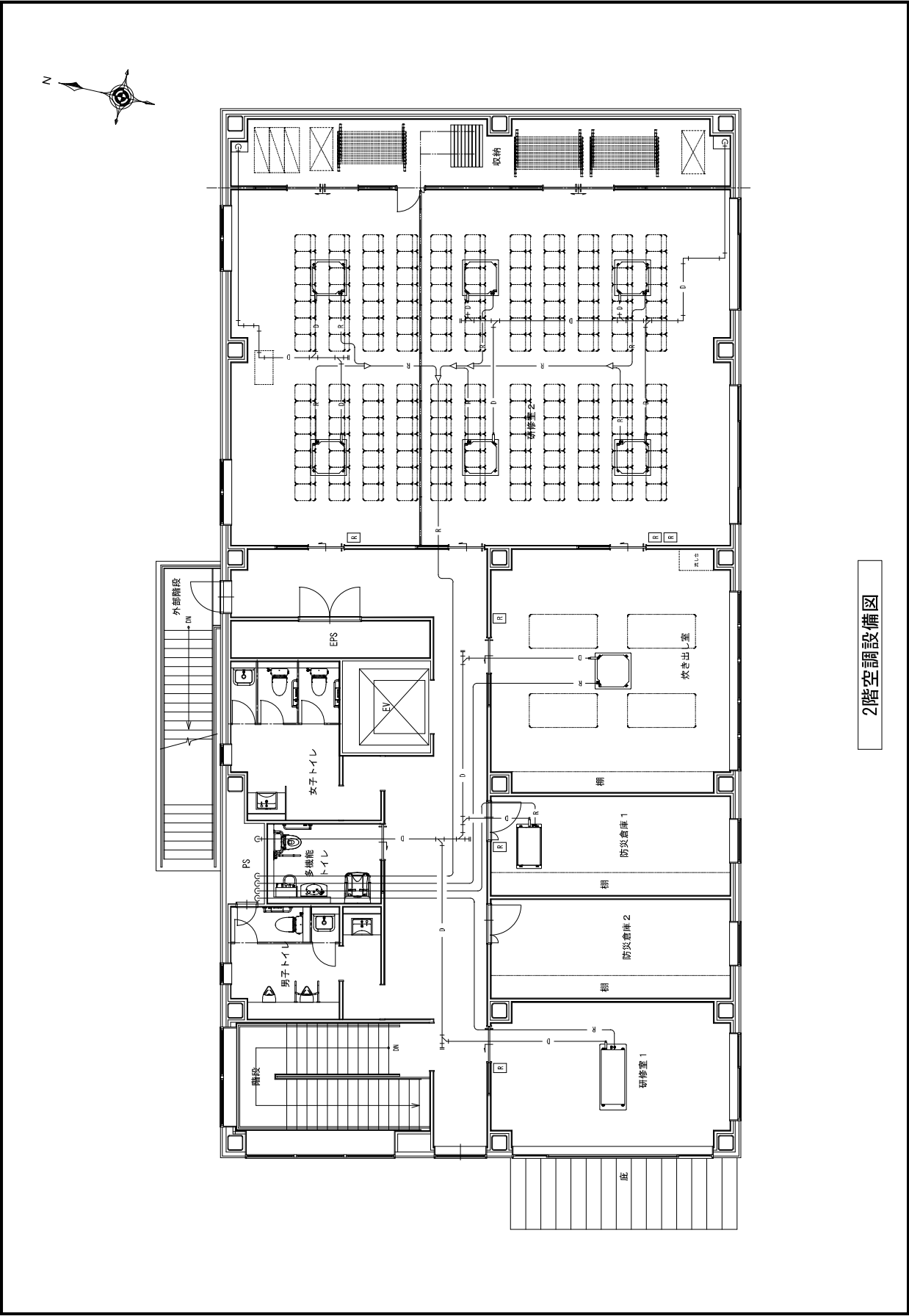
1階給排水設備図



2階給排水設備図



1階空調設備図



2階空調設備図

議案参考資料

(令和8年第2回定例会9月会議)

担当課(室)係

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第82号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

笠田小学校空調機器更新工事の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

空調機器更新工事につきましては、建設工事の種類において、空気調和設備工事や冷暖房設備工事等といった管工事にあたり、設計金額が3,000万円以上の管工事となりますので、かつらぎ町一般競争(指名競争)入札発注基準規程に基づき、管工事の入札を希望する町内業者を対象とした指名競争入札を行いました。

6社応札があり、入札金額67,111,000円(税込額)で落札者を決定しました。

契約金額 67,111,000円(税込額)

令和8年9月会議議決、工事着工

令和9年3月工事完了予定

指名競争入札 業者名

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 工事年度 | 令和8年度 |
| 2. 工事名 | 笠田小学校空調機器更新工事 |
| 3. 工事場所 | 伊都郡かつらぎ町大字 笠田東 地内 |
| 4. 予定価格 | 72,369,000円(税込額) |
| 5. 最低制限価格 | 67,111,000円(税込額) |
| 6. 契約金額 | 67,111,000円(税込額) |

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
中谷電気工事株式会社	中谷 啓二	かつらぎ町大字妙寺126番地の36	67,111,000円
株式会社紀北環境衛生 センター	田中 崇恵	かつらぎ町大字丁ノ町2237番7	66,511,500円
紀北大西電設株式会社	大西 崇史	かつらぎ町大字西飯降1番地の7	66,377,300円
株式会社木村組	木村 和生	かつらぎ町大字新田52番地	67,244,100円
株式会社キタグチ	北口 忠史	かつらぎ町大字妙寺463番地の3	67,244,100円
株式会社田中電気工事	田中 伸幸	かつらぎ町大字笠田東699番地	66,977,900円

笠田小学校空調機器更新工事概要

事業年度 令和 8 年度
工事名称 笠田小学校空調機器更新工事
工事場所 伊都郡かつらぎ町 笠田東 地内
工 期 令和 8 年 9 月(議会議決後) ～ 令和 9 年 3 月末日

建物の概要

用 途 小学校
工事種別 改修工事
構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て
延べ面積 1 階床面積 1218.14 m²
2 階床面積 1200.13 m²
3 階床面積 1084.82 m²
P H 階床面積 35.99 m²
総計 3539.09 m²

工事内容

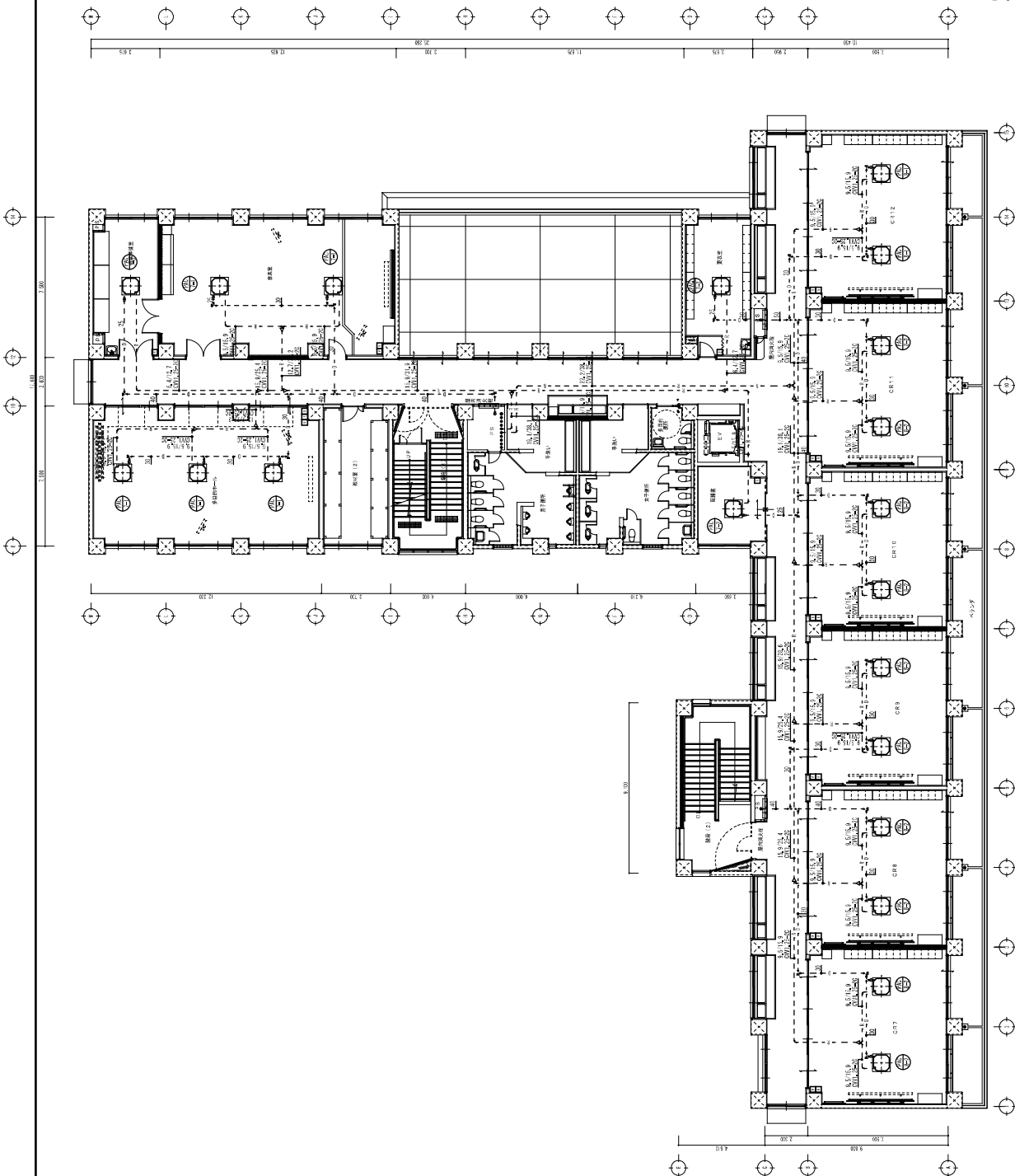
機械設備工事 平成 2 3 年度に整備した、空調機器を更新します。
(室内機 6 4 台、室外機 1 6 台)

添付参考図書

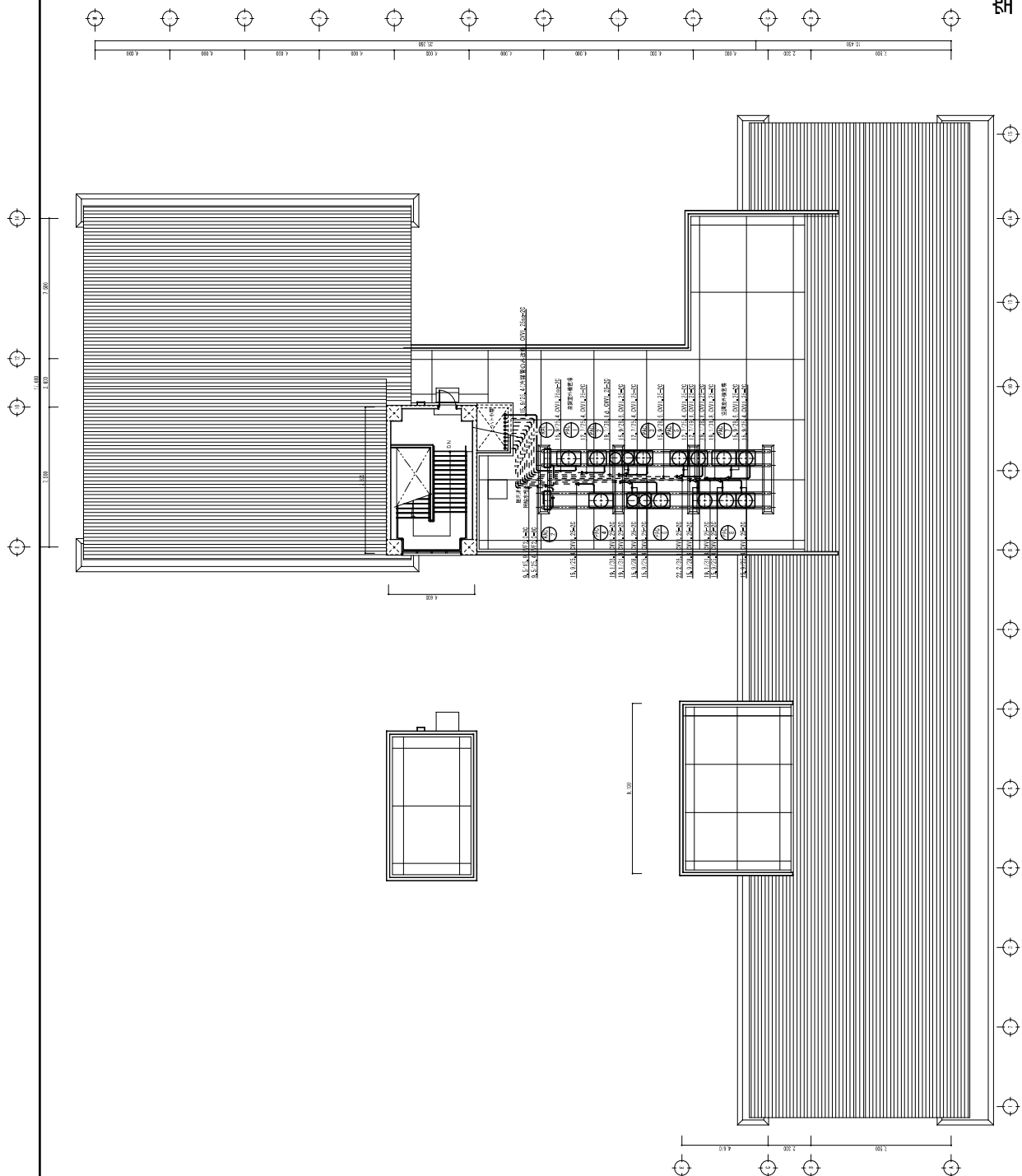
- ① 空調機器表
- ② 空調設備 1 階平面図
- ③ 空調設備 2 階平面図
- ④ 空調設備 3 階平面図
- ⑤ 空調設備 R 階平面図

Architectural floor plan of the 1st floor showing air conditioning equipment layout. The plan includes a large central hall, multiple rooms, and a staircase. Dimensions are provided in meters (m) and feet (ft). The title "空調設備 1階平面図" (Air Conditioning Equipment 1st Floor Plan) is located at the bottom right.

Architectural floor plan of the 2nd floor showing air conditioning equipment layout. The plan includes room layouts, furniture, and various labels for equipment and areas. Dimensions are provided along the top and right edges. The title "空調設備 2階平面図" (Air Conditioning Equipment 2nd Floor Plan) is located at the bottom right.



空調設備 R 階平面図





1

普通教室エアコン



2

普通教室リモコン



3

理科室エアコン



4

理科室リモコン



5

室外機

議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第2回定例会9月会議）

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第83号 物品売買契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみ委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

小型動力消防ポンプ購入に伴う物品売買契約の締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

消防団の小型動力消防ポンプの経年による老朽化や故障による消防活動への影響を鑑み、小型動力消防ポンプを購入します。

かつらぎ町物品購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき、小型動力消防ポンプの取扱いがある県内及び県外の業者5社を選定し、指名競争入札を行いました。

4社応札があり、入札金額10,318,000円（税込額）で落札者が決定しました。

購入台数

・小型動力消防ポンプ 5台

契約金額 10,318,000円（税込額）

令和8年9月会議議決、物品発注

令和9年1月納品完了

指名競争入札 指名業者名

1. 事業年度 令和8年度
2. 購入物品名 小型動力消防ポンプ
3. 契約金額 10,318,000円(税込額)

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
有限会社那賀防災	丸山 慶治	岩出市金池377番地の2	10,813,000円
株式会社モリタ 関西支店	高岡 雄二	兵庫県三田市テクノパーク32番地	11,060,500円
有限会社和歌山防火協会	山本 幹哉	和歌山市蔵小路16番地	10,318,000円
株式会社赤尾 大阪営業部	中川 伸二	大阪府大阪市西区新町 四丁目13番1号	辞退
株式会社アズマ	東 賢	かつらぎ町大字笠田東 101番地の6	10,730,500円

小型動力消防ポンプ資料

1. 配備先

第5分団第3部（教良寺）、第5分団第4部（兄井）、第7分団第2部（志賀）、
第8分団第2部（花園新子）、第8分団第3部（花園久木）

2. 寸法及び質量

全長 約670mm、全巾 約780mm、全高 約740mm
乾燥質量 約84.5kg

3. ポンプ（B-3）

形式 片吸込1段タービンポンプ
真空ポンプ オイルレス式4翼偏心ロータリ真空ポンプ自動吸水式（大型ストレーナ付）
吸水管口径 消防用ネジ式結合金具（呼び75）JIS B 9912
放水管口径 消防用ネジ式結合金具（呼び65）JIS B 9912
放水弁 ボールバルブ式（オペティバルブ）
放水管根本接手 差込み式結合金具（呼び65）
ノズル口径 規格 27mm

4. エンジン

形式 直列3気筒水冷4ストロークガソリン（冷却水還流式）
総排気量 500mL
出力 22kW
燃料タンク容量 約10L
オイル容量 約1.7L（オイルフィルタ交換時）
始動方式 セルスタータ式、リコイルスタータ式
燃料供給装置 電子制御燃料噴射
バッテリー容量 12V16Ah／5h
保安装置 オーバーヒート防止装置（自動復帰機能付）

5. 性能

放水圧力 0.55MPa
放水量 1.13m³/min
最大吸水高さ 約9m

6. 付属品一覧表

(1) 吸管	75mm×6m AC金具付	1本
(2) 吸管ストレーナー	75mm用 プラスチック製	1個
(3) 吸管ちりよけ籠	75mm用 プラスチック製	1個
(4) 吸管枕木	ゴム製	1個
(5) 吸管ロープ	径10mm×8m	1本
(6) MC分岐ボールバルブ		1個
(7) 管そう	65mm ハンドル付アルミ製	1本
(8) ノズル	ヨネ ダブコン マーク2 NV65W2	1個
(9) とび口	1.8m	1丁
(10) スコップ剣先		1丁
(11) ポンプ工具、工具箱		1式
(12) 消防用ホース	65mm×20m AC金具付 使用圧1.3	3本
(13) 消火栓開閉金具	T字型	1本
(14) 自動充電器 純正品		1個
(15) 投光器、三脚 LED		1式

参考資料

小型動力消防ポンプ

※イメージ写真



議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第2回定例会9月会議）

管財課 管財契約係

1. 議案名

議案第84号 物品売買契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみ委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

消防ポンプ自動車購入に伴う物品売買契約の締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

消防団の消防ポンプ自動車の経年による老朽化や故障による消防活動への影響を鑑み、消防ポンプ自動車を購入します。

かつらぎ町物品購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき、消防ポンプ自動車の取扱いがある県内及び県外の業者6社を選定し、指名競争入札を行いました。

5社応札があり、入札金額25,410,000円（税込額）で落札者が決定しました。

購入台数

・消防ポンプ自動車 1台

契約金額 25,410,000円（税込額）

令和8年9月会議議決、物品発注

令和9年3月納品完了

指名競争入札 指名業者名

1. 事業年度 令和8年度
2. 購入物品名 消防ポンプ自動車
3. 契約金額 25,410,000円(税込額)

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
有限会社和歌山防火協会	山本 幹哉	和歌山市蔵小路16番地	25,410,000円
有限会社那賀防災	丸山 慶治	岩出市金池377番地の2	25,905,000円
株式会社赤尾 大阪営業部	中川 伸二	大阪府大阪市西区新町 四丁目13番1号	辞退
日本機械工業株式会社 大阪営業所	酒井 秀樹	大阪府大阪市中央区 北久宝寺町二丁目2番13号	28,600,000円
長野ポンプ株式会社 大阪営業所	東野 敏行	大阪府吹田市豊津町1-31 由武ビル5階C号室	28,050,000円
有限会社ボウキョウ	谷口 哲也	有田市宮原町新町399番地の3	26,620,000円

消防ポンプ自動車資料

購入する消防ポンプ自動車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものである。

1. 配備先 第 2 分団（大谷）

2. 型 式 CD-1 型

3. シャーシ（消防専用シャーシ）

- | | | |
|-------------|------------------------------------|-------|
| (1) 形 状 | ダブルキャブオーバー型、4 駆
(全高 2,500mm 以下) | |
| (2) エンジン | ディーゼルエンジン（最高出力 150ps 以上） | |
| (3) ホイールベース | 2,525mm | |
| (4) バッテリー | 12V-100AH×2 以上 | |
| (5) タイヤ | スタッドレスタイヤ、後輪ダブル
(スペアタイヤ 1 本付) | 計 6 本 |
| (6) 乗車定員 | 6 名 | |
| (7) 座 席 | 団員席（室内）は、6 人掛けとする。 | |

4. ポンプ

- | | |
|-----|---|
| 型 式 | 低回転・高出力のインデューサー付き 1 段ボリュート型ポンプ |
| 性 能 | A-2 級以上の合格検定品
0.85Mpa において 2,300L/min 以上
1.40MPa において 1,400L/min 以上 |

5. ポンプ操作盤

- | | |
|-----|--|
| 型 式 | 圧力計、連成計、スロットル、真空ポンプ作動及び停止スイッチ、多目的液晶ディスプレイ及びパネルスイッチが一体となったポンプ操作装置を左右に設けること。 |
|-----|--|

6. 無線機等

無線機等は、既存無線機を積み替えられること

7. 附 属 品

(A) 規格附属品

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| (1) 吸管 (75mm×10m, LF-RS 吸管) | 2 本 |
| (2) 吸口ストレーナ | 2 個 |
| (3) 吸管ストレーナ | 2 個 |
| (4) 吸管塵除け籠 | 2 個 |
| (5) 吸管枕木 | 2 個 |
| (6) 吸管ロープ (10mm×15m クレモナ製) | 2 本 |
| (7) 消火栓金具 (75mm メスネジ×65mm 差込メス) | 1 個 |
| (8) 中継用媒介金具 (65mm ネジメス×65mm 差込メス) | 2 個 |
| (9) 消火栓開閉金具 地上式、地下式 | 各 1 丁 |
| (10) 吸管スパナ | 2 丁 |

(11) 管鎗（各 50mm、65mm 径、ベルトは長く肩掛け式とする）	各	1 本
(12) 可変噴霧ノズル		2 個
(13) 無反動ノズル 噴霧ノズル付		1 個
(14) 放口媒介金具（6 5mm ネジメス×6 5mm 差込オス）内 2 個自由放口		4 個
(15) 分岐管		2 個
(16) とび口		2 本
(17) 金てこ		1 丁
(18) 剣先スコップ		1 丁
(19) はしご（2 つ折り梯子 3. 6m）		1 脚
(20) 車輪止め（ゴム製）		4 個
(21) 消火器（ABC 粉末 6 kg 入り、自動車用）		1 本
(22) ポンプ工具（グランドスパナ・冷却水キャップスパナ）		1 式
(23) 消防用ホース（6 5mm×2 0m、使用圧 1. 3MP a）	1 0 本	
(24) 発電機 9 0 0 V A ホンダ E U 9 i		1 式
(25) LED 投光器（三脚・コードリール付）		1 式
(26) スタンドパイプ		1 本
(27) ホースブリッジ		2 組
(28) ホースカー（ブレーキ付）		1 式
(29) 掛矢		1 個
(30) フロアマット		1 式
(31) サイドバイザー（ベージュ）		4 枚
(32) 媒介金具（65mm オス×オス、メス×メス）	各	1 個
(33) ディスク・ストレーナ（円盤状浅瀬用吸管口）		1 個

(B) 規格外附属品

(1) 旗立てパイプ取付け（竿・訓練旗含む）		1 式
(2) 団マーク取付け		1 式
(3) 記入文字（夜光文字）		1 式
(4) スイベルエルボ		2 個
(5) 消火栓ハンドル		1 式
(6) LED 赤色点滅灯取付け（車体前方左右各 1 個）		1 式
(7) LED 赤色点滅灯取付け（車体後方左右各 1 個）		1 式
(8) キャブ内物掛けフック取付け		6 個
(9) ギ装メインリレー取付け		1 式
(10) バッテリー管理器（自動充電器）取付け		1 式
(11) キャブ内手すりに S 字フック		6 個
(12) 左右サイドステップ延長		1 式

参考資料

消防ポンプ自動車

※イメージ写真



議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第2回定例会9月会議）

福祉介護課 社会福祉係

1. 議案名

議案第85号 物品売買契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

商品券購入に伴う物品売買契約の締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

物価高騰対応重点支援事業の実施に伴い、JCB商品券を必要数購入します。

JCB商品券を取り扱っている町内の業者2社を選定し、見積を徴したところ、うち1社から辞退届が提出され、見積書を提出したのは1社しかなく、有効な競争性が損なわれたため、不調となりました。

本事業については、早期に事業を遂行する必要があることから、見積書の提出があり、かつ、仕様内容を満たした事業者を相手方として決定しました。

見積金額 16,935,000円

購入物品

・ JCB商品券 3,000円×5,645セット

契約金額 16,935,000円

令和8年9月会議議決、物品発注

令和8年9月納品完了